

議案第 49 号

桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例案

桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 17 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

桐生市小口資金融資促進条例(昭和 30 年桐生市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 項に規定する風俗営業、同条」及び「、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 49 号 桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例案

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和 2 年 5 月 15 日から信用保証制度の対象業種が拡大されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。